

内務省鋼道路橋設計示方書改正案に關する 研究討論 (一)

小澤久太郎

緒言

昭和一二年八月二三日二四日兩日に涉り、内務省土木試験所に於て、關東地方の新進技術官が集りて河川、橋梁に關する研究討論會を開催した。橋梁部會に於ては内務省土木局に於て作製しある道路橋設計示方書原案を議題として討論したが名論卓說續出し新進技術官の面目を遺憾無く發揮した。本記事は研究討論會の意見の大要を記録したもので出席者は下記の通りである。

土木局——富樫技師(幹事)、奥田技師(幹事)、三好工學士(記錄係)、齋藤工學士(記錄係)
東京土木出張所——小澤技師(座長)、川村工學士(記

録係)

横濱土木出張所——中村技師

土木試驗所——佐藤(寛)技師(幹事)

東京府——野原技師、南保技師、前島技手

千葉縣——猪瀬技師、岩元技手

神奈川縣——武田技師、岩永技手

埼玉縣——佐藤技師

栃木縣——小村技師、西條技手

茨城縣——足永技手

山梨縣——田賀技手

長野縣——倉山技師

新潟縣——星埜技師

靜岡縣 高木技師、松井技手

猶ほ辰馬技監、谷口東京土木出張所長、佐藤土木局第二技術課長、藤井土木試驗所長、田中帝大教授、青木内務技師、松尾内務技師、松村内務技師には暑さ烈しき折柄にも拘らず御臨席下され熱必に御指導下すつた事に對しては出席者一同甚だ感激を覺えた。

小澤座長 只今より開會。本案は大體の骨子を示すのみで研究の餘地が充分有る。皆様と一緒により良き示方書を作りたいと思ふから、忌憚なき御意見を伺ひたい。説明は奥田技師にしてもらふ。

第一節 總 則

適 用

第一條 本示方書ハ國道、府縣道及街路ニ於ケル支間 120 m 以下ノ構造用鋼ヲ使用スル鍛結鋼橋ノ設計ニ適用スルモノトス

(註) 鋼接鋼橋及鐵筋コンクリート橋ハ別ニ定ム。

野原 鋼橋示方書に續いて木橋、鐵筋コンクリート橋の示

南保 重交通の無い 5m 以下の府縣道には特に三等橋とす

方書を早く作つて戴きたい。

若永 突桁やゲルバー桁等に於ては支間を如何に採るや。

奥田 橋脚、橋脚間を採れば可。

高木 鐵道橋は 100 m が限度なるに道路橋は 120 m なる理

論的根據如何。

奥田 別段判然たる理論的根據なし。

星埜 支間何米以上を橋梁と見るや。

奥田 本規定は構造物の規定である故橋梁には限らない。

小澤 内務省に於ては支間 2m 以上を橋梁と稱してゐる。

星埜 本縣は 1.8 m となつて居る。

る事を得との特例が欲しい。

奥田 複雑になる故困る。

野原 市町村道の取扱ひ方が抜けて居るが如何。

小澤 街路構造令による街路に相當する所には街路として本條に規定してある。他の小さなものには適用せず。

野原 一、二等に依れない時は此れ以下の荷重が欲しい、又は認定にまかせて欲しい。

足永 木橋には三等橋が欲しい。

野原 東京府では108mの2鉄筋を町村道で架設して居る。此れを二等橋でやれと強制しても出來ない。

材 料

第三條 鋼材ハ總テ日本標準規格第20號構造用壓延鋼材

規格、鑄鋼ハ日本標準規格第6號鑄鋼品規格第一種ニ依ルヲ標準トス。

(註) (鐵筋) ロンクリート用セメントハ日本標準規格第28號ボルトランジセメント規格又ハ同第29號高爐セメント規格ニ依ルモノトス)

研 究

奥田 鑄鐵は規格を書きたいが強度の規格が無いので出来ない鐵筋コンクリートは別に決める故註とした。

有 效 幅 員

第四條 橋梁ノ有效幅員ハ街路構造令改正案並同細則案要項第六、道路構造令並同細則改正案第五ノ規定ニ依ル。

武田 第四條は本文に書かなくても好いでは無いか。

猪瀬 橋梁臺帳で有効幅員は明瞭だが、橋長不明なり、踏掛石の内側間とか、木橋は親柱の外側間であるとしたが橋長、徑間を決めて欲しい。

建 築 限 界

第五條 橋面上ノ建築限界ハ街路構造令改正案並同細則案要項第七、道路構造令並同細則改正案第六ノ規定ニ依ル。

（シ）

但シ下路橋ニシテ歩道カ主構

ノ外側ニ在ル場合ハ次ノ限度マ
テ建築限界ヲ侵スコトヲ得（第

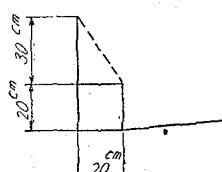


圖 1

1

車道兩端ニ於テ高 20 cm 幅 20 cm

松井 支間の $\frac{1}{10}$ とは如何。

2 支間ノ $\frac{1}{10}$ 以内ノ範圍ニ於テ端柱又ハ上弦カ幅 25

奥田 上圖に依る

cm 突出スルコト

又下路橋ニ於テ構造上已ムラ得ザル場合ハ横桁ノ取

野原 ノの規定は橋梁には取つて欲しい。

付部分ヲ圖ノ限度ニ於テ建築限界ニ突出セシムルコト

第六條 橋長 10 m 以上ハ橋梁ニ於テハ高欄ヲ附スルモノ

ヲ得

トス

猪瀬 本縣で交通調査の折

高欄ノ高サハ路面ヨリ 60 cm 以上トス

自動車の積荷高が建築限

田賀 必ず高欄は附けた方が好い。

界の高さ 4 m を越すのが

奥田 小さいのは地覆のみで好いと思ふ。

20—30 台有つた、故に 4m

南保 高欄は橋長より寧ろ地上からの高さで危険さが異なる故、地上よりの高さに依り規定した方が好いでは無い

と決める。と交通機關の發達を阻害すると思ふ。又縣では工費を節約する爲乙にする事多し。故に 4m の制限を取去

か。

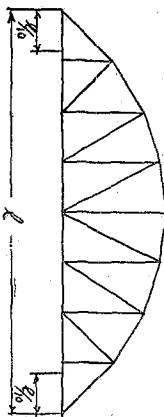
野原 橋長 10 m 以上と云ふ必要は無い。

佐藤(山) もひと高く決めたら如何。

小村 60 cm より低い方がよいではないか。

武田 此の規定も書かない方が好い。

鈴原 書かなくとも全部つける故不要と思ふ。



煤 煙 防 護

第11節 荷 重

第七條 列車ノ煤煙ヲ受クル跨線橋ニ於テハ適當ニ之ヲ防護スヘシ

田賀 橋に對する防護か、人に對する防護か。

奥田 橋に對するものなり。

野原 此の様に漠然として居るなら書かぬ方が好い、書く

なら具體的に書いて欲し。

奥田 第一總會では其の様な意見が多かつたが、具體的に決定出來なかつた、何か具體的の案を伺ひたい。

猪瀬 千葉縣では SO₂ ガスの影響を受けない鉛粉塗料を用ひゆひよりで居る。

添 架 物

第八條 必要アル場合ハ添架物ニ對スル餘地ヲ存セんべく

△

死 荷 重

南保 必要なら必ず附けるのであるから條項として置く必

要はないではなじか。

小澤 第7、第8條は此處の意見としては不要とする。

研究

第十條 橋梁ノ設計ニ於テ考慮ス可キ荷重及諸力ハ次ノ如
シ

荷重 分類

1 死 荷 重

2 活 荷 重

3 衝擊

4 風 荷 重

5 雪 荷 重

6 制動荷重及遠心荷重

7 溫度ノ變化

8 支點ノ移動

9 地震

第十一條 死荷重ノ算出ニ使用スル材料ノ重量ハ次ノ如ク
假定スヘシ

材 料	重量(kg/m ³)	木塊鋪装	1,000
銅 鑄 鋼	7,850	マカダム鋪装	2,100
鋳 鐵	7,800		
鑄 鐵	7,250		
鐵筋コンクリート	2,400		
コンクリート	2,200		
セメントモルタル	2,000		
石	2,600		
砂利又ハ碎石	1,700		
砂	1,700		
土	1,600		
木 材	800		
アスファルト(防水用)	※ 1,100		
石塊鋪装	2,600		
煉 瓦 鋪 裝	※ 2,400		
アスファルト鋪装	2,200		
アスファルト塊鋪装	※ 2,800		

奥田 然り、具體的には考慮し得だ。

猪瀬 爆弾荷重も考慮せねばならぬ問題。飛行學校の人
の間に依るべ雷管に點火してから爆發迄には $\frac{1}{5} \sim \frac{1}{3}$
秒の時差が有る故 15 cm 程の床版は爆弾は貫通する故而
得る。主構には滅多に當らま。

猪瀬 隆石鋪装をも決めて欲しき。

奥田 ハンタリーで好くぞ思ふ。

猪瀬 アスファルト塊は日立は比重 2.9 である。
小瀧 日立は御説通りで他のは 2.2 位である。
中村 アスファルト鋪装は 2,300 kg/m³ 程である。

高木 此の様に明瞭にわるのは好くが緩和規定を附けて戴
めた。假定やむなくこの如き状況へた時はやれを使ひて戴

ムスル所を心にしむれ。

活荷重

第十一條 活荷重ハ等分布荷重、自動車荷重及軌道ノ車輛荷重ヨリナル

奥田 輪廻機は削除した、此れで代表し切れない荷重が有れば伺ひた。

武田 軍用戦車は如何。

奥田 陸軍の回答に依る Cover 出來て居る。

等分布荷重

第十二條 等分布荷重ハ次ノ定メニ依ルヘシ

支間 一等橋 二等橋

30m 未満 $w = 500$ $w = 400$

30m~120m $w = 545 - 1.5l$ $w = 430 - l$

$$w = \text{等分布荷重 } (\text{kg}/\text{m}^2)$$

$$l = \text{支間 } (\text{m})$$

奥田 衝撃は入つて居ない故小なる値とだつて居る。

南保 縦桁も1は支間といふ。

奥田 然り。

星桂 現在のとの大きさの比較は?

奥田 大した差は無い。

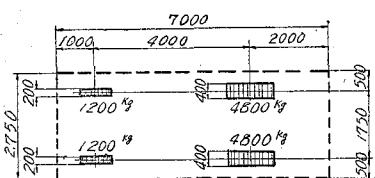
指示 日本のは支間100m程度で群集荷重が大變大きいが
實驗にて決める方法無きや。

奥田 衝撃が加はつて居る故で大した差は無いと思ふ。

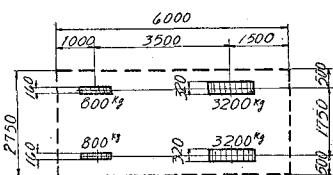
自動車荷重

第十四條 自動車荷重ハ次ノ定メニ依ルヘシ

一等橋ニアリテハ第一種、二等橋ニアリテハ第一種ト



第一種 (12等)



第二種 (8等)

△(第2圖参照)

田賀 6輪車と4輪車との比較は如何。

奥田 色々調査した結果此れで大體 cover 出来て居る。

南保 現在のは輪距 1.50 m のが大部分なるべく 1.75 m と

した理由。

奥田 2.75 m の根據より考慮しなければならぬが、1車線

2.75 m 車體の接近距離を 1.0 m から 1.75 m とした。

野原 取締令は 2.20 m もなつて居るがそれと關係有りや。

奥田 別に關係は無し。

南保 8 ton 程の自動車では車長 6.0 m 以内は見受けなか

った。故に更に車長を延しても好いやは無いか。

小澤 調査資料が有れば戴きたい。

猪瀬 load meter で貨物自動車の目方を測つたが國道最大

16 ton, 平均 9 ton, 埼玉府縣道最大 9.3 ton, 平均 8 ton

となつた。故に現在は好いが、何年先迄將來を考慮せら

れ。

奥田 判然たる根據なし。

猪瀬 overhang の最大は 2.10 m や 1.64 m のが多々。次

は 1.55, 1.40 m や、輪距は 1.46 m や次は 1.45 m や多

々。

奥田 重くて overhang の小さいものは問題となる。

猪瀬 後に調べて吊紐(吊る)やかかる overhang 1.30 m 程の水道

鐵管の鉛を積んだものや 10 ton 程のものが有つた。

南保 2 軸車や 13,640 ton, 3 軸車や 14,200 ton なる荷重

が實際に通りて居る(小河内や)。

奥田 15 ton 位の貨物自動車は多く通りて居るが 15 ton に

上ねばならぬか、又何%迄の最大を標準とするべきか、未だ研究して居ない。

松井 自動車の幅は 2.10 m 内外だが 5 m 位の幅員の橋梁

にては實際は自動車は 2 台通れるのであるが、橋梁設計に

は 2 台通さなくとも良くなる。

奥田 此れが規定となれば通さなくとも好い。

當 値 荷 重

第十五條 支間 20 m 以上ノ橋梁ニ在リテハ自動車荷重ノ

代りに次ノ定メ依ル當值荷重=依ルコトヲ得

1 等分布荷重ハ第13條ノ定メ依ル

2 集中荷重ハ次ノ定メ依ル

(ア) 曲ゲモーメント=對スル集中荷重(kg)

支間 一等橋 二等橋

20~30m $P_m = 5,000 - 50l$

30m以上 $P_m = 3,050 + 15l$

$P_m = 1,700 + 10l$

$P_m = 3,500 - 50l$

$P_m = 1,700 + 10l$

(ア) 動斷力=對スル

支間 一等橋 二等橋

20~30m $P_s = 7,500 - 50l$

$P_s = 5,500 - 50l$

30m以上 $P_s = 5,550 + 15l$

$P_s = 3,700 + 10l$

茲ハ

$P_m = \text{曲ゲモーメント} = \text{對スル集中荷重(kg)}$

$P_s = \text{動斷力} = \text{對スル集中荷重(kg)}$

$l = \text{支間(m)}$

黒田 本規定は自動車荷重と群集荷重の時は長支間では困

る故に簡便の爲に造ったものであら。數値は未だ研討し

て居なし。20m又30mで不連續になるのは群集荷重の性質より止むを得なし。

黒田 全部當值等分布荷重で考へられぬか。

奥田 それは困難である、此の方が誤差が少らのやう。

猪瀬 挑の様に影響線の切れぬものに對しては此の方が誤差が少く故此をとした。

黒田 此の條の根據を發表して欲す。

奥田 解説を發表する。

猪瀬 最少を20m又30mで居るが、最少23m位から誤差が急に少くなくなる。

奥田 私の計算は新規規定に依つた故多少異なると思ふ又小さく程好いのや20m迄とした。御希望が有れば伺ひたま。

黒原 此の問題は宿題として各自研究したら如何。

小野 九月十日迄に御意見を送付願ひたま。此れのみならず凡てに就てお願します。

軌道ノ車輛荷重

第十六條 車輛ノ占有幅及荷重ハ適宜之ヲ撰定スヘシ

田賀 此れも規定してもらへると便利と思ふ。

奥田 困難なる故特殊なものにした方が好いと思ふ。

衡
轍

第十七條 活荷重ニ依ル衝撃荷重ハ次ノ定メニ依ルヘン

車道ノ等分布荷重、自動車荷重又ハ軌道ノ車輛荷重ハ

衝撃ヲ生スルモノトス、衝撃係數ハ次式ニ依リ之ヲ算出
スヘシ

$$i = \frac{20}{50+l}$$

茲ニ

i = 衝撃係數

l = 支間 (m)

橋臺、橋脚及基礎ノ計算ニハ衝撃ヲ考慮セサルモノトス

但シ橋脚ハ此ノ限りニアラス

連續桁ニアリテハ各荷重ニ對シソノ荷重ノ載レル支間

= 相當スル衝撃係數ヲ採用スヘシ (第3圖参照)

係數ヲ採用スヘシ (第5圖参照)



第 3 圖

ゲルバー桁ニ在リテハ碇着桁上ノ荷重ニ對シテハ碇着

桁ノ支間ニ相當スル衝撃係數ヲ、突桁上ノ荷重ニ對シテ
ハ突桁ノ突出長ニ吊桁支間ヲ加ヘタル長ニ相當スルモノ
ヲ、吊桁上ノ荷重ニ對シテハ吊桁ノ場合ニハ突桁突出長ニ
相當スルモノヲ、突桁及碇着桁ノ場合ニハ突桁突出長ニ
相當スルモノヲ採用スヘシ (第

4 圖参照)

(a)

荷重①ハ l_1



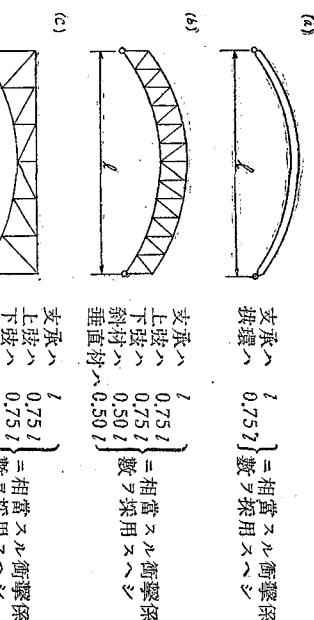
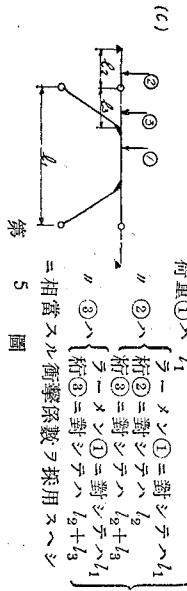
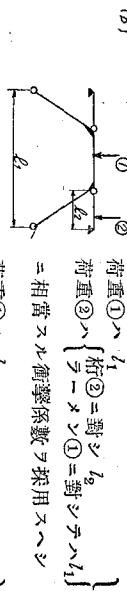
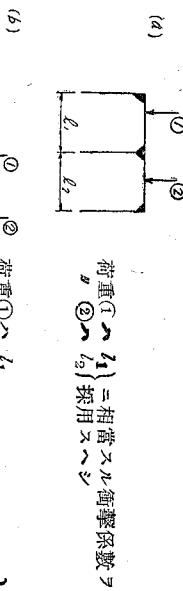
(b)

③ハ $\begin{cases} \text{吊桁ノ場合} & l_4 \\ \text{突桁及碇着桁ノ場合} & l_2 + l_3 \end{cases}$

= 相當スル衝撃係數ヲ採用ス

第 4 圖

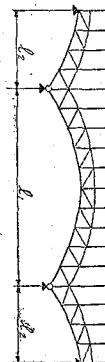
但シ鋼拱ノ鋼材及ラーメンガーベルト拱及吊材ニ在リテ
ノ支間ニ相当スル衝撃係數ヲ採用スヘシ (第6



圖参照)

拱ノ支承ニ在リテハソノ支間ニ選擇スル衝撃係數ヲ採用スヘシ
ル
鉄拱ノ拱環ニ在リテハソノ支間ノ長ニ相当スル衝撃係數ヲ採用スヘシ
ル
構拱ノ弦材ニ在リテハソノ支間ノ長ニ相当スル衝撃係數ヲ採用スヘシ
ル
構拱ノ腹材ニ在リテハソノ支間ノ長ニ相当スル衝撃係數ヲ採用スヘシ
ル
相當スルモノヲ採用スヘシ

(b) ② ①



荷重①

支承=對シテハ l_1
徑間①及②ノ上弦=對シテハ $0.75 l_1$

下弦 " 0.75 l_1
斜材 " 0.50 l_1

垂道材 " 0.50 l_1

=相當スル衝撃係
數ヲ採用スヘシ

荷重② 支承=對シテハ l_2
徑間①及②ノ上弦=對シテハ $0.75 l_2$
下弦 " 0.75 l_2
斜材 " 0.50 l_2
垂道材 " 0.50 l_2

第 6 圖

三車線又ハソレ以上ノ橋梁カノ主桁ニ依リ支ヘラレル
場合ニハ夫々 1.5 倍ノ支間ニ相當スル衝撃係數ヲ採用ス
ヘシ

歩道ノ等分布荷重ハ衝撃ヲ生セサルモノトス

奥田 現行規定と異なるのは 40% にした事、 l_1 を支間とした事、支間の採り方を細かく分けた事、又幅員が廣くなると輕減した、此れは幅員が大となると荷重を輕減させた方が合理的であると当々主旨にも合致する、群集荷重

も車道は置き代へたものである故衝撃を考慮する、又歩道及下部は衝撃を考慮して居な。

猪瀬 衝撃係數は取扱簡單で大變結構である、唯コンクリートにも適用されるか。

奥田 コンクリートの規定の時良く調査する。

南保 下部に衝撃を考へて居なが、長徑間では必要無く、短徑間では影響有ると思ふ、故に支間により幾分變へた方が適當で無いか。

南保 衝撃係數を色々變へるのは面倒で影響線のみでやれぬので大變である、ゲルバー桁などではどの支間に對して衝撃係數を出すべきや。

奥田 現在のは衝撃係數を計算途中で考へて行かねばならぬ、故に此の様になつた（實は衝撃係數は計算の途中で掛けず最後に掛けたいと考へたのであるが）

(正午休) (午後一時再開)